

北海道FD・SD協議会会費等取扱要項

平成31年4月1日
制 定

1 趣旨

この要項は、北海道FD・SD協議会規約第6条第2項の規定に基づき、北海道FD・SD協議会（以下「本協議会」という。）の会費等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 会費

- (1) 本協議会の会費は、加盟校1校あたり年5,000円とする。
- (2) 加盟校は、別に締結する「共同事業契約書」に基づき、所定の方法により会費を振り込むものとする。

3 研修料

本協議会が実施する活動については、その内容に応じて、加盟校以外の参加者から研修料を徴収できるものとする。

4 会費等の使用途

本協議会の会費及び研修料の使用途は、本協議会活動に要する事業経費に充てるものとする。

5 会計監査

代表幹事校は、毎年、監事による会計監査を実施し、総会に報告するものとする。

6 その他

- (1) 会費の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 会費及びその使用途について疑義が生じた場合は、幹事会で協議するものとする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。